

入学試験を感染症等により受験できなかった場合の対応について

1 新型コロナウイルスやインフルエンザ等、学校を出席停止となる感染症に罹患している場合は、試験当日には受験できないため『再試験』を受験することとします。

2 上記1の事由により受験できなかった場合の『再試験』対応は、下記のとおりです。

- ① 学業特待試験(単願)を受験できなかった場合
推薦試験を受験してください。(受験料は免除します。)
- ② 学業特待試験(併願)を受験できなかった場合
一般試験を受験してください。(受験料は免除します。)
- ③ 推薦試験を受験できなかった場合
一般試験を受験してください。
(ネット出願システムの仕組み上、一旦受験料が発生してしまいましたが、後日返金します。)
- ④ 一般試験を受験できなかった場合
令和9年2月4日(木)の『再試験(一般試験)』を受験してください。
(ネット出願システムは使用しません。中学校を通して実施要項を配付します。)

3 上記2の場合の合否・特待等の取り扱いは下記のとおりです。

- ① 学業特待試験(単願)を受験できず、推薦試験を受験した場合
合否・特待条件については、受験相談結果に基づき、判定します。
- ② 学業特待試験(併願)を受験できず、一般試験を受験した場合
別途、あらためて受験相談をいただいた場合、合否はそれに基づき判定します。
学業特待等は、一般試験結果に基づき判定します。
- ③ 推薦試験を受験できず、一般試験を受験した場合
合否については、受験相談結果に基づき、判定します。
- ④ 一般試験を受験できず、『再試験(一般試験)』を受験した場合
合否については、受験相談結果に基づき、判定します。
学業特待等は、『再試験(一般試験)』結果に基づき判定します。

※『再試験』対応が必要な受験生が出た場合は、中学校から本校担当者への連絡をお願いします。

4 補足

- ① 月経随伴症状により受験ができない場合も『再試験』を受験していただきます。
- ② 37.5℃以上の発熱がある場合は受験を避け、『再試験』を受験してください。
- ③ 他の受験生への感染が心配される場合も受験を避け、『再試験』を受験してください。

5 上記1,2,4の周知について

12月以降、本校ホームページでも公表いたしますが、各中学校でもご指導のほど
お願いします。